

## 消費税率変更に関する当院の対応について

消費税法の改正に基づき、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることとなります。これに伴い、当院における特別室料金、予防接種料金、文書料など消費税法により課税対象となっている料金については、消費税率を8%として計算させていただきます。

なお、助産にかかる料金、先進医療などの消費税法で非課税とされている料金については変更ありません。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

公立大学法人  
福島県立医科大学附属病院